



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

江戸川区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

JR小岩駅周辺地区まちづくり
南小岩七丁目地区

令和6年3月発行

第62号



JR小岩駅周辺地区
まちづくりキャラクター
こいワン

まちづくりニュース

このニュースは、JR小岩駅周辺地区まちづくりについて地区のみなさんに広くお知らせをするため、南小岩七丁目20番から23番、24番・25番・26番の一部、27番から30番、31番北側地区に配付しています。

市街地再開発事業区への法定申し出が始まります

令和6年2月の土地区画整理事業の事業計画変更認可を受け、事業予定地内に市街地再開発事業区が設定されたことに伴い、**市街地再開発事業区への法定申し出**を行います。

令和6年1月29日から市街地再開発事業区での再建をご希望される権利者様を対象に、個人面談を行わせていただきました。その中で、今回の市街地再開発事業区への申し出についてご説明をさせていただきましたが、正式な法定申し出期間が始まりますので、今回改めてお知らせをさせていただきます。

『法定申し出』について

- 対象者** 市街地再開発事業区での再建を希望される土地の所有者/借地権者
期間 令和6年3月4日(月)～5月2日(木)(60日間)
提出物 市街地再開発事業区換地申し出書、同意書(該当者のみ)



1月の面談で申し出書を既にご提出された権利者様は、再度ご提出していただく必要はございません。

原則令和4年9月に「駅前共同化街区換地申出決定通知」を受けた方が申し出の対象となります。それ以外の方からの申し出は、ご希望に沿えない可能性があります。

申し出期間を過ぎると、受け付けられませんので、ご注意ください。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先

江戸川区都市開発部市街地開発課移転造成係 【電話】03-5694-2751(直通)

江戸川区公式ホームページでは小岩駅周辺地区のまちづくり情報を掲載しております。

区公式HP 検索

